

○ 犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領の改正について(通達)

〔 令和5年3月7日付け県相甲達第11号、  
会甲達第7号  
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号1 平成30年3月19日付け県相甲達第8号、会甲達第3号、刑企甲達第42号、捜一甲達第7号、交企甲達第34号、交指甲達第21号「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領の制定について(通達)」

対号2 令和3年3月19日付け県相甲達第4号、会甲達第10号、人少甲達第16号、生捜甲達第5号、刑企甲達第33号、捜一甲達第38号、交企甲達第24号、交指甲達第22号「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領の一部改正について(通達)」

犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担制度については、対号に基づき運用しているところであるが、別添のとおり「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領」を改正し、令和5年4月1日から実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和5年3月31日をもって廃止する。

## 別添

### 犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領

#### 1 目的

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）並びにその他関係者のカウンセリング等の費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等又はその他関係者の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 支援対象者

次に定める事由による被害者等又はその他関係者であって、当該被害に起因する精神的被害の回復のためにカウンセリング等を必要とする者

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪。未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪。未遂を含む。）
- (3) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪。未遂を含む。）
- (4) 強制性交等罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪。未遂を含む。）
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪。未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (9) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (10) 交通死亡事故
- (11) その他警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）と協議の上、公費で負担することが必要と認めたもの

#### 3 対象経費

精神科医等の医師、公認心理師等が、支援対象者の精神的被害の回復に効果があると認めたカウンセリング等に要した費用（初・再診料、精神科専門療法料、検査料、投薬料、その他必要と認められる費用）。ただし、原則として、初診日から3年以内とする。

#### 4 適用除外事由

公費で負担することが社会通念上適切でないとき、これを行わないものとする。

## 5 手続

- (1) 警察署長等は、支援対象者を認知し、支援対象者が医療機関等の受診を希望するなど対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、事前に県民支援相談課長へ連絡するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、必要により警察本部事件主管課長と公費負担の要否について協議の上、結果について警察署長等に連絡するものとする。
- (3) 警察署長等は、公費負担制度を適用する場合、支援対象者、医療機関等に対して、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (4) 警察署長等は、公費負担の都度、別記様式「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担申請書」により、県民支援相談課長を経由して警察本部長に申請するものとする。

## 6 運用上の留意事項

- (1) 支援対象者が少年の場合には、特段の事情がある場合を除き、保護者等に対しても、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (2) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。